

## 東京電機大学科学研究活動の不正行為防止に関する規程

平成 18 年 11 月 7 日

規 3 第 249 号

(目的)

第 1 条 この規程は、本学の学術活動・科学（広く人文社会系の学問も含めて）研究（以下「科学研究活動」という。）を行う全ての教職員、学生および本学を利用して研究を行う者（以下「研究者」という。）を対象として、東京電機大学科学研究活動の不正行為防止について定め、科学研究活動における研究者倫理の逸脱を防止し、行動規範の遵守を適切に遂行することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「不正行為」とは、本学の科学研究活動における行動規範から逸脱する行為、すなわち、全ての科学研究活動において逸脱する次の事項をいう。

- (1) データその他研究結果の「捏造、改ざん、盗用」（以下、「特定不正行為」という。）、又はそれらの行為に伴う証拠隠滅
- (2) 研究実績における論文の公表や数等の虚偽申請
- (3) 科学研究費等の本学におけるすべての研究費の目的以外の流用

(責任体制)

第 3 条 本学における研究活動の不正行為防止に係る対応を推進していくため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、研究機関全体を統括し、研究費の運営・管理及び研究者の研究活動について最終責任を負う者とし、理事長をもって充て、不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理及び研究者の研究活動について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、学長をもって充て、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、理事長が任命する。統括管理責任者の指示の下、不正行為防止対策、コンプライアンス教育、モニタリング等を実施すると共に、それらの状況を管理監督し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (4) 研究倫理教育責任者は、研究倫理に関する知識の定着・普及について実質的な責任と権限を持つ者とし、理事長が任命する。統括管理責任者の指示の下、研究活動に関わる者（含む学生）を対象に研究倫理教育を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。

- (5) コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者の役割を補佐するものとして、コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育副責任者をそれぞれ複数置くことができる。

(委員会の設置)

第4条 第1条に定める目的を達成するため、東京電機大学科学研究活動の不正行為防止に関する委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 不正行為の防止及び対策等に関する事項
- (2) 不正行為の調査及び解決に関する事項
- (3) 不正行為の再発防止に関する事項
- (4) その他不正防止に関する事項

(構成)

第6条 委員会は、最高管理責任者が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 研究倫理教育責任者
- (4) 学長補佐
- (5) 学長室長
- (6) 研究推進社会連携センター長
- (7) 総合研究所長
- (8) 研究推進部長
- (9) 産官学交流センター長
- (10) 学長が推薦する者若干名
- (11) 理事長が推薦する者若干名

(任期)

第7条 前条第1項第10号及び第11号に定める者の任期は3年以内とする。ただし、重任は妨げない。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は統括管理責任者とする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、統括管理責任者が指名した者がその職務を代行する。

(不正行為疑義の申立て窓口)

第9条 不正行為の指摘、疑義、異議申立て、情報提供及び相談(以下「申立て」という。)に対する窓口は次のとおりとする。

- (1) 研究推進社会連携センター

- (2) 学長室
- (3) 総務部
- (4) 経理部
- (5) 管財部

- 2 上記の他、学外の機関にも窓口を置くことができる。
- 3 窓口における責任者は、所属長とする。
- 4 申立て者は、指定用紙（様式1）により、同条第1項第1号から第5号に定める窓口に直接申立てるものとする。
- 5 申立てを受けた窓口の責任者は、申立て者に対し誠実に対応し、その申立ての内容を委員長へ報告する。
- 6 申立て及び申立て者・被申立て者の取扱いについては、その相談内容により、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」又は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿って対応する。
- 7 悪意に基づく申立てがなされた場合は、本学制裁規程に基づく制裁処分を行う場合がある。  
(予備調査会)

第10条 委員会は、申立てがなされた場合には不正行為が行われた可能性及び事実確認を行うため、その都度予備調査会を設置することができる。

- 2 予備調査会の構成員は、委員長が指名する。ただし、公開しないものとする。  
(予備調査会の任務)

第11条 予備調査会は、申立てがなされた内容が行われた可能性及びその申立て内容について内部的な調査を行う。

- 2 同条第1項による予備調査結果は、ただちに委員長へ報告するものとする。
- 3 予備調査の結果、委員長が本調査が必要であると判断した場合は、30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 4 委員長は、申立て者、被申立て者及び研究費等配分機関に対して、申立ての受付から30日以内に申立て内容についての予備調査会の結果を伝えるものとする。  
(本調査委員会)

第12条 委員会は、委員長から要請があった場合は、その都度本調査のための本調査委員会を設置する。

- 2 本調査委員会の構成員は、委員長が推薦し、委員会が承認する。
- 3 本調査委員会の構成員には、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含めるものとする。ただし「特定不正行為」に係る本調査委員会の場合は、半数以上の構成員を外部有識者とする。
- 4 本調査委員会委員長は、理事もしくは学長補佐のうちから委員長が指名する。
- 5 申立て者もしくは被申立て者と直接利害関係のある（不正行為を指摘された研究が特許や技術移転等に利害関係がある）者は、本調査委員会構成員から外すものとする。

(本調査委員会の任務)

第13条 委員長は、本調査の開始を各学部教授会に通知する。

- 2 本調査委員会は、調査にあたり申立て事項の関係者に対し事情を聴取し、また、研究ノート等の関係書類を調査することができる。
- 3 本調査委員会は、必要により申立て事項に関する学外の専門家の意見を求めることができる。
- 4 申立て事項の関係者は、本調査にあたり全面的に協力しなければならない。
- 5 本調査委員会は、調査にあたり必要な場合(証拠隠滅等)は関係する研究室、実験室等の立ち入りを禁止し、又は調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
- 6 本調査委員会は、調査にあたり被申立て者に対して調査の開始を通知しなければならない。ただし、申立て者が特定されないように配慮を行う。
- 7 本調査委員会は、本調査結果をただちに委員長へ報告するものとする。
- 8 本調査委員会は、「特定不正行為」に係る調査の場合は、本調査開始後、150日を目安に調査を行い、調査結果をただちに委員長に報告するものとする。

(審議・認定)

第14条 委員会は、本調査の結果に基づき不正行為の有無、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審議し、認定を行う。

- 2 委員会は、審議・認定に際しては、必要に応じて本調査委員会委員を出席させることができる。
- 3 委員会は、認定に際しては、被申立て者に説明を行い、否認する場合は、30日以内に書面または口頭による異議申立ての機会を与える。

(報告)

第15条 委員会は、審議内容、審議方法及び認定結果等について、最高管理責任者へ報告するとともに、不正行為があると認定した場合は、制裁規程に基づく制裁処分の内容を最高管理責任者に勧告することができる。

- 2 委員会は、本調査の結果を各学部教授会に報告するものとする。
- 3 委員長は、申立て者に対して、申立て内容についての認定結果を伝えるものとする。

(研究費等配分機関等への対応)

第16条 委員会は、調査に関連する以下の事項を研究費等配分機関へ報告等を行う場合は、最高管理責任者の了解を得て行うものとする。

- 2 委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法について研究費等配分機関へ報告・協議する。
- 3 委員会は、「特定不正行為」に係る調査の場合は、本調査の実施及び調査結果について研究費等配分機関の他、文部科学省へも報告する。
- 4 委員会は、第2条第1項第3号に係る調査の場合は、申立ての受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体

制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を研究費等配分機関に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を研究費等配分機関へ報告する。

- 5 前項に拘らず、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、研究費等配分機関に報告する。
- 6 研究費等配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を研究費等配分機関に提出する。
- 7 委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、研究費等配分機関による当該調査に係る資料の閲覧、請求、又は現地調査に応じなければならない。

(調査結果の公表)

第17条 調査の結果、不正を認定した場合は、最高管理責任者は必要に応じて公表するものとする。

(守秘義務)

第18条 この規程に関わる委員、予備調査会構成員、本調査委員会構成員、申立て窓口関係者、その他手続きにおいて関係する者は、個人情報保護のために、職務上知り得た情報を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

- 2 本委員会に関連して知り得た情報を意図して漏らした場合は、本学制裁規程に基づく制裁処分を行う。

(報酬)

第19条 第12条に定める第三者及び外部有識者に報酬を支払うことができる。

(庶務)

第20条 この規程に関する事務は、総務部、経理部、管財部、研究推進社会連携センター及び学長室が行うものとする。

- 2 委員会の事務は、研究推進社会連携センター及び学長室が行うものとし、必要に応じて最高管理責任者が認めた部署を追加することができる。

(その他)

第21条 科学研究活動における行動規範の遵守及び委員会の運営に必要な事項は、常勤理事会の議を経て、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、研究企画推進会議の議を経て、最高管理責任者が決定する。

付 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

付 則 (平成24年9月25日決定)

この改正は、平成24年10月1日から施行する。(第5条、第8条、第18条)

付 則（平成 25 年 3 月 13 日決定）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（第 8 条）

付 則（平成 27 年 2 月 3 日決定）

この改正は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。（第 2 条改正、第 3 条追加し以降新第 15 条まで 1 条ずつ繰り下げ、新第 6 条、新第 7 条、新第 8 条、新第 9 条、新第 11 条、新第 12 条、新第 13 条、新第 14 条、新第 15 条改正、新第 16 条、新第 17 条追加、旧第 15 条を新第 18 条へ繰り下げ、新第 19 条追加、旧第 16 条を改正し新第 22 条へ繰り下げ、旧第 17 条を新第 21 条へ繰り下げ、旧第 18 条を改正し新第 20 条へ繰り下げ）